

兵庫県公報

平成26年8月29日 金曜日 第2624号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成26年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づく……り課）	1
○平成26年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	2
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	5
○重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	5
公 告	
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	6
病院局公告	
○入札公告（県立がんセンター）	6
○随意契約の相手方等の公示（県立尼崎病院）	12

告 示

兵庫県告示第766号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成26年8月29日から平成27年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長（県民センター長を含む。以下同じ。）を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第767号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成26年 8月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成26年 8月29日から平成27年 5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長(県民センター長を含む。以下同じ。)を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第768号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年 8月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

伊丹市北河原三丁目69番1の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物



兵庫県告示第769号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定

に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成26年 8月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)セーフティーア 일랜드 代滝谷 繁	神戸市東灘区魚崎浜町 16-7	特-25 第113651号	特定	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年12月15日
岡崎電気工業所 代岡崎 祥二	同 市同 区魚崎北町 3-8-2	般-21 第113232号	一般	電気工事業、消防施設 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 5月31日
下山工務店 代下山 鉄師	同 市兵庫区浜山通3 -6-9	般-24 第116252号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 4月30日
ディーアイシー(有) 代松本 さゆり	同 市北区山田町藍那 字太々谷49-1	般-24 第116224号	一般	石工事業、管工事業、 鋼構造物工事業、しゅん せつ工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 5月31日
司綜合建設 代常深 圭司	同 市長田区西山町3 -4-27	般-23 第113688号	一般	土木工事業、とび土工 工事業、内装仕上工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月31日
大和創建 代伊井 克則	同 市垂水区南多聞台 8-22-15	般-24 第116235号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 4月30日
(有)中垣工業 代中垣 貴嗣	尼崎市若王寺1-11- 11-205	般-21 第217003号	一般	左官工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	平成22年 1月 1日
菱美(株) 代前川 哲彦	同 市塚口本町8-1 -1	般-23 第212120号	一般	土木工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	平成26年 1月31日
近畿システム管理 (株) 代國包 正典	同 市北大物町16-55	般-22、25 第216588号	一般	建築工事業、電気工事 業、管工事業、消防施 設工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 年 5月26日
ジェイアール西日 本商事(株) 代瑞木 康孝	同 市潮江1-1-60	特-21、23 第217037号	特定	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年 6月 3日
(株)塚口ガスの店 代浦上 亨	同 市南塚口町1-7 -14	般-21 第217070号	一般	建築工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 月 6日
都建設 代都 容基	同 市南七松町1-8 -18	般-22 第210585号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工事業、 石工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、塗装 工事業、水道施設工事 業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 月26日
K&Sマテリアル(株) 代森本 伸吾	西宮市鷺林寺1-1- 3	般-21 第217344号	一般	大工工事業、左官工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、板金工事業、 ガラス工事業、塗装工 事業、防水工事業、内 装仕上工事業、熱絶縁 工事業、建具工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	平成25年 1月 1日
(有)上岡電気工業所 代上岡 清隆	同 市段上町6-19- 24	般-23 第212238号	一般	電気工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	平成26年 5月30日
システムシンセリ ティ 代平間 誠一	伊丹市宮ノ前2-4- 29-301	般-21 第301985号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 6月 3日

㈱兼子総組 代金子 徳公	同 市森本2-6-2	般-24 第213857号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月5日
㈱仲電気工業 代仲 勇	同 市寺本6-45	般-23 第212284号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年6月17日
雄豊建設 代春山 雅雄	加古川市尾上町養田 1445-4	般-23 第402849号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年10月25日
キンモト建材 代岸本 守	同 市八幡町宗佐 154	般-23 第400065号	一般	屋根工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月31日
タカサゴ道路 代井上 良城	高砂市米田町島26-8	般-24 第405122号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年6月16日
谷輪工業 代谷輪 安弘	加東市北野263-5	般-21 第352109号	一般	左官工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同
荻田建築 代荻田 健仁	姫路市飾東町豊国726 -2	般-22 第453802号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年1月2日
石本工業 代石本 裕二	同 市大津区天神町2 -53-1	般-25 第459796号	一般	管工事業、機械器具設 置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月30日
エヌティ工業 代西垣 泰幸	神崎郡神河町栗賀町10 -2	般-25 第459873号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月21日
㈱福鶴木材 代福岡 貢	宍粟市山崎町青木1902 -3	般-25 第503241号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月30日
㈱阿野建設 代阿野 孝好	朝来市和田山町土田 562	般、特-23 第600570号	特定	鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月10日
㈱中井工務店 代中井 雅人	篠山市本郷670	般、特-22 第751674号	一般	土木工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月21日
エビス 代横山 信一	洲本市物部1-4-25	般-21 第801978号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 管工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゆんせつ工事業、水道 施設工事業、消防施設 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月25日



兵庫県告示第770号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成26年 9月10日から平成27年 3月10日まで
- 3 作業地域
明石市鳥羽ほか地内



兵庫県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 8月29日から 2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三尾浜坂線	美方郡新温泉町浜坂字門田493番から 同 郡同 町浜坂字門田583番まで	旧	7.0から 12.0まで	128.0	
		新	8.0から 17.0まで	128.0	



兵庫県告示第772号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成26年 8月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.4.402号市場西脇線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
加東市下滝野字林之元、字石子田及び字四ツ辻並びに河高字焼山、字藤井、字高ドエ、字於山及び字落久後の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成26年 8月29日から 9月12日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、加東市建設部都市整備課



兵庫県告示第773号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成26年 8月29日

神戸県民センター長 太 田 和 成

- 1 重要調整池の所在地
神戸市須磨区桜の杜1丁目208番1及び2丁目104番3
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称
商業土地開発株式会社
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
神戸市中央区多聞通3丁目3番16号
 - (3) 代表者の氏名
今 井 比佐代

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドン・キホーテ三田店

所在地 三田市川除相総55番2号ほか

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

- (1) 深夜時間も営業されることから、特に青少年の非行防止と健全に配慮すること。
- (2) 交通量の多い国道に隣接していることから、特に混雑時等の駐車場出入口における安全確保を行うこと。
- (3) 青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について、専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備え、未成年者の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、その処理に当たっては、警察など関係機関との連携を密にすること。
- (4) 三田市では、「子育て先進都市」を目指し、安全安心・質の高いサービスの子育て施策を進めており、乳幼児を連れた親子の来店も予想されることから、授乳スペース等の設置について検討すること。
- (5) 騒音規制法により「特定施設」として定められている、騒音・振動等を発生する機械を設置する場合は、事前に届出を行うこと。
- (6) 「三田市川除相総55番2号ほか」の土地に所在していた前事業者より、設置していた特定施設の全てを承継した場合は、承継があった日から30日以内に届出を行うこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条（事業者の責務）の規定に基づき、事業系一般廃棄物の適正処理、減量化、資源化の推進と市の減量化・資源化施策へ協力すること。
- (8) 三田市の「事業系ごみの適正処理と減量化、資源化ハンドブック」を確認し、事業系一般廃棄物の適正処理に努めること。
- (9) 事業活動に伴って生じた廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）は廃棄物処理法、各リサイクル法に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
- (10) 事業系一般廃棄物の排出量が一定の規模を超える場合は減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を行うこと。
- (11) 事業所の自主的な取組として資源物の店頭回収について積極的に推進すること。
- (12) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による許可申請が必要であるため、許可基準を遵守の上、申請に遺漏のないようにすること。
- (13) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第23条に基づき、大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更を行う場合も届出が必要になる。
- (14) 来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないようにすること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年 8 月 29 日から 1 月間

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 8 月 29 日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立がんセンター院長 足 立 秀 治

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
県立がんセンター無菌室整備工事
- (2) 工事場所
明石市北王子町13番70号
- (3) 工事概要
工種 管工事
無菌病室5室整備
- (4) 施工期間
着工の日から平成27年2月27日（金）まで
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無
- (7) 入札方式
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日
平成26年10月上旬予定
- (9) 支払条件
ア 前払金 有
イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- オ 兵庫県東播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成26年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級（技術・社会貢献評価数値15点以上の者）及びB等級（平均工事成績75点以上の者又は総合数値656点以上の者で技術・社会貢献評価数値15点以上の者）に格付けされていること。
- カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
 - (イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社小野設計
 - (ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。

- (7) 代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日(確認基準日)までに完了しない者は、一般土木工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
- ア 建設業法第26条に規定する土木工事業の技術者の資格を有する者を適正に配置すること。
- (7) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- (4) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係(原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
- なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- 建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
- 平成26年8月29日(金)から同年9月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)
- 〒673-8558 明石市北王子町13番70号
- 兵庫県立がんセンター総務部経理課
- 電話 (078) 929-1151
- 5 入札参加資格確認資料の交付
- (1) 交付期間
- 平成26年8月29日(金)から同年9月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所
- 前記4(2)に同じ。
- (3) 交付方法
- 無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。
- なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。
- 6 入札参加の手続
- 本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。
- (1) 提出期間
- 平成26年8月29日(金)から同年9月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出場所
- 前記4(2)に同じ。
- (3) 提出部数
- 1部
- (4) 提出資料等
- ア 制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加申込書(様式2号の2)
- イ 設計図書貸与申込書(様式9号)
- (5) その他
- ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成26年9月1日（月）から同月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成26年9月17日（水）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成26年9月26日（金）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

明石市北王子町13番70号

県立がんセンター 別館2階研修室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違

反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 8月29日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎病院長 藤 原 久 義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
薬剤部門システム・調剤機器・調剤台 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 7月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社MMコーポレーション 東京都文京区本郷3丁目4番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
154,958,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成26年 5月20日
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。